三　［略］		
四　警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（停止の区分に該当する場合を除く。）。	停止	警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（二回目の警告が警告の項第二号に掲げる基準のみに該当することによる場合に限り、連続して三回該当する場合を除く。）。
	警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。 二　［略］ イ～ロ　［略］ 三　履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。）。
備考　［略］		備考　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　［同上］		
四　次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。		［項を加える。］
	警告	［同上］ 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。（前項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。） 二　［同上］ イ～ロ　［同上］ 三　履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。）
備考　［同上］		

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

（授業料等減免対象者としての認定に係る特例）

第二条　令和二年十月一日から令和五年九月三十日までの間に、適格認定における学業成績の判定（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十二条に規定する適格認定における学業成績の判定をいう。以下この条において同じ。）の結果、第一条による改正前の同令別表第二廃止の項第四号に掲げる基準に該当したことにより授業料等減免対象者としての認定を取り消された者（同時に同項第一号から第三号までに掲げる基準のいずれかに該当した者及び同時に同表警告の項第一号又は第三号に掲げる基準に該当した者を除く。）が、当該適格認定における学業成績の判定に係る学年（同令第十二条に規定する短期大学等に在学する者にあっては、学年の半期。以下同じ。）の次の学年の学業成績（以下この条において「再認定のための学業成績」という。）が同表の廃止及び警告の区分のいずれにも該当しない場合において、再認定のための学業成績の判定に係る学年の次の学年において同令第十条第一項に規定する選考を受けようとするときは、同項第一号及び第八号の規定は、適用しない。

2　前項の選考を行う場合には、再認定のための学業成績が大学等における修学の支援に関する法律施行規則別表第二に定める基準に該当しないことをもって、同令第十条第二項第二号に掲げる基準を満たしたものとみなす。

（給付奨学生認定に係る特例）

第三条　令和二年十月一日から令和五年九月三十日までの間に、適格認定における学業成績の判定（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の六に規定する適格認定における学業成績の判定をいう。以下この条において同じ。）の結果、第二条による改正前の同令別表廃止の項第四号に掲げる基準に該当したことにより給付奨学生認定を取り消された者（同時に同項第一号から第三号までに掲げる基準のいずれかに該当した者及び同時に同表警告の項第一号又は第三号に掲げる基準に該当した者を除く。）が、当該適格認定における学業成績の判定に係る学年（同令第二十三条の六第一項における短期大学等に在学する者にあっては、学年の半期。以下同じ。）の次の学年の学業成績（以下この条において「再認定のための学業成績」という。）が、同表の廃止及び警告の区分のいずれにも該当しない場合において、再認定のための学業成績の判定に係る学年の次の学年において同令第二十三条の二第一項に規定する選考を受けようとするときは、同項第三号イ及びチの規定は、適用しない。

2　前項の選考を行う場合には、再認定のための学業成績が独立行政法人日本学生支援機構に関する省令別表に定める基準に該当しないことをもって、同令第二十三条の二第二項第三号に掲げる基準を満たしたものとみなす。